

武蔵野市第四期基本構想・長期計画テーマ別市民会議「団塊世代の主張」設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第四期基本構想・長期計画の策定にあたり、今後数年のうちにその多くが企業組織等を離れることとなる団塊の世代の意見を反映して、市民参加による市政を推進するため、武蔵野市第四期基本構想・長期計画テーマ別市民会議「団塊世代の主張」(以下「市民会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、前条に規定する目的を達成するために必要な事項について情報収集及び意見交換を行い、その成果を市長に報告する。

(構成)

第3条 市民会議は、10人以内の委員で構成し、市長が委嘱する。

2 市民会議に座長1人を置く。

3 座長は、市民会議の委員の中から市長が指名する。

4 座長は、市民会議を代表し、会務を総括する。

5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 市民会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成16年5月31日までとする。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償の関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に基づき、市長が別に定める。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、福祉保健部生活福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年11月27日から施行する。